

下高井戸駅周辺地区 第4回街づくり懇談会

次第

日時：令和6年6月29日（土）10時～12時30分

会場：松沢小学校 小アリーナ

開 会

1. 前回の振り返り
2. 街づくりの実現化手法
3. 意見交換
4. 街づくりアドバイザーより

閉 会

<お問い合わせ先>

世田谷区北沢総合支所 街づくり課 担当 かわい 川井 、 いのうえ 井上 、 さとう 佐藤

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18 北沢タウンホール11階

電話 03-5478-8073 FAX 03-5478-8019

杉並区都市整備部 市街地整備課 担当 かどわき 門脇 、 しょうじ 庄子

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所西棟3階

電話 03-3312-2111（内線3373） FAX 03-3312-2907



下高井戸駅周辺地区 第4回 街づくり懇談会

世田谷区・杉並区

令和6年6月29日(土)

1

懇談会の進行についての注意事項

- ① 携帯電話は、マナーモードに設定をお願いいたします。
- ② 開催状況の記録のために、録音、写真撮影を行います。
取り扱いには十分注意をいたします。
- ③ 会場内は、撮影禁止とはいたしません
が、皆さんが撮影された写真につきましても、
取り扱いには、ご配慮をお願いいたします。

2

本日の資料

- ① 次第
- ② スクリーンに投影する資料
- ③ 第3回街づくり懇談会の振り返り
- ④ 意見交換用資料
- ⑤ 街づくり懇談会に関するアンケート

3

世田谷区

北沢総合支所 街づくり課



課長 ^{いちつぼ} 一坪 博



係長 佐藤 千香



担当 川井 浩司



担当 井上 将治

杉並区

都市整備部 市街地整備課



課長 土田 麻紀子



係長 松本 政明



担当 門脇 千聡



担当 庄子 静香

アドバイザー

^{あいば} 饗庭 伸 先生
東京都立大学教授

ファシリテーター

株式会社 デザインステージ

鈴木 立也

奥村 玄 ・ 足立 大輔 ・ 松尾 初美 ・ 大木 一

4

開会あいさつ

杉並区

都市整備部 市街地整備課



課長

土田 麻紀子

5

開会あいさつ

1) 街づくり懇談会の振り返り

2) 街づくりの実現化手法

3) 意見交換

4) 街づくりアドバイザーより

閉会あいさつ

6

街づくり懇談会

街づくり懇談会とは？

地域の皆様と街の現状、課題、将来像を共有しながら、将来像の実現に向けて必要な街づくりのルール「地区計画」を検討するための会です。



街づくり懇談会

地区計画の検討範囲 . . . 赤で囲われた範囲

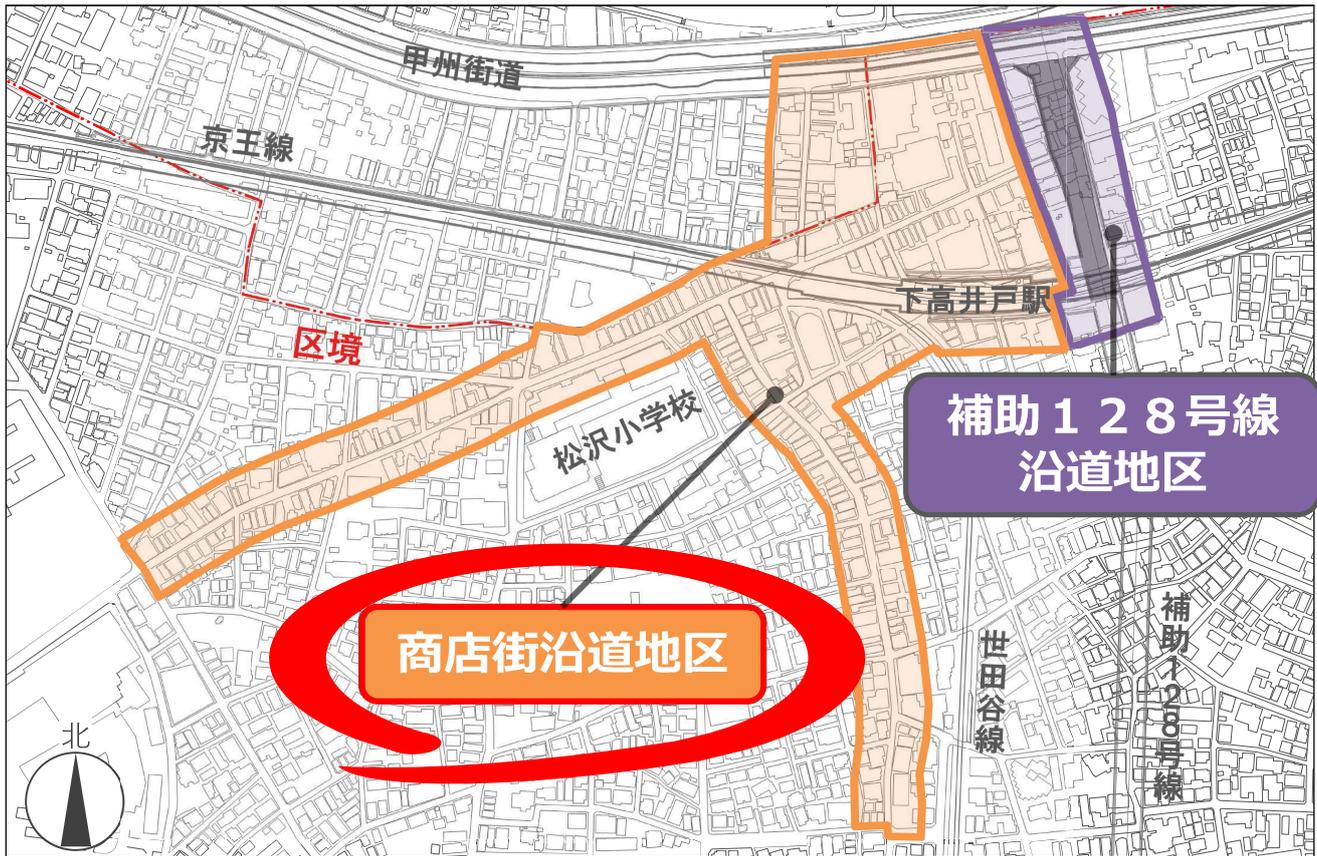
街づくり懇談会の範囲 . . . 青の点線で囲われた範囲



概要

1. 下高井戸駅周辺の商業系の用途地域
 2. 都市計画道路補助128号線の沿道から20m
 3. 周囲への影響範囲として+10m
- 地区計画検討範囲
 街づくり懇談会範囲 (地区検討範囲+10m)

地区ごとの考え方



街の将来像の実現について(商店街沿道)

実現誘導の流れ



将来像と実現化手法(商店街沿道)

取組むべきこと (将来像)

実現化手法

- ① 安全で安心して歩くことのできる
歩行者空間の確保

安心して
歩けるスペース

- ② 人と人とのつながりや個性を活かし、
商店街の**にぎわいと憩いのある街並み**の形成

会話や交流
人の溜まり場

- ③ **防災性を強化**し、安全で災害
に強いまち

建替え促進
安全な建物
(耐震化・不燃化)

街並み誘導型地区計画

11

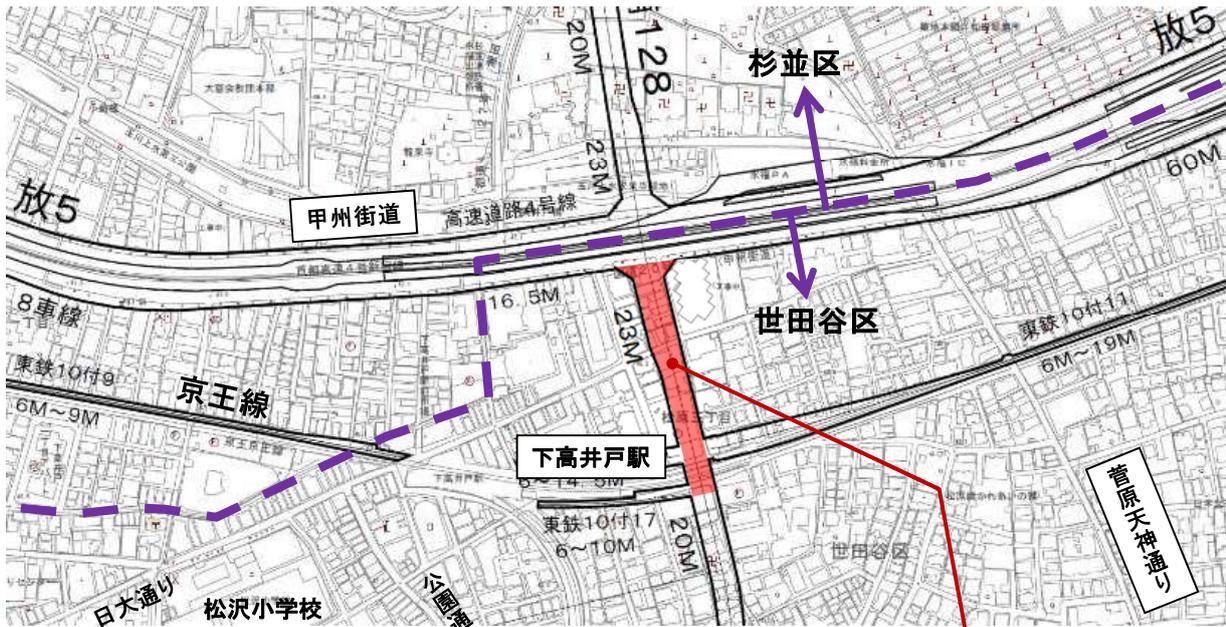
地区ごとの考え方



12

地区計画(補助128号線沿道)

事業概要

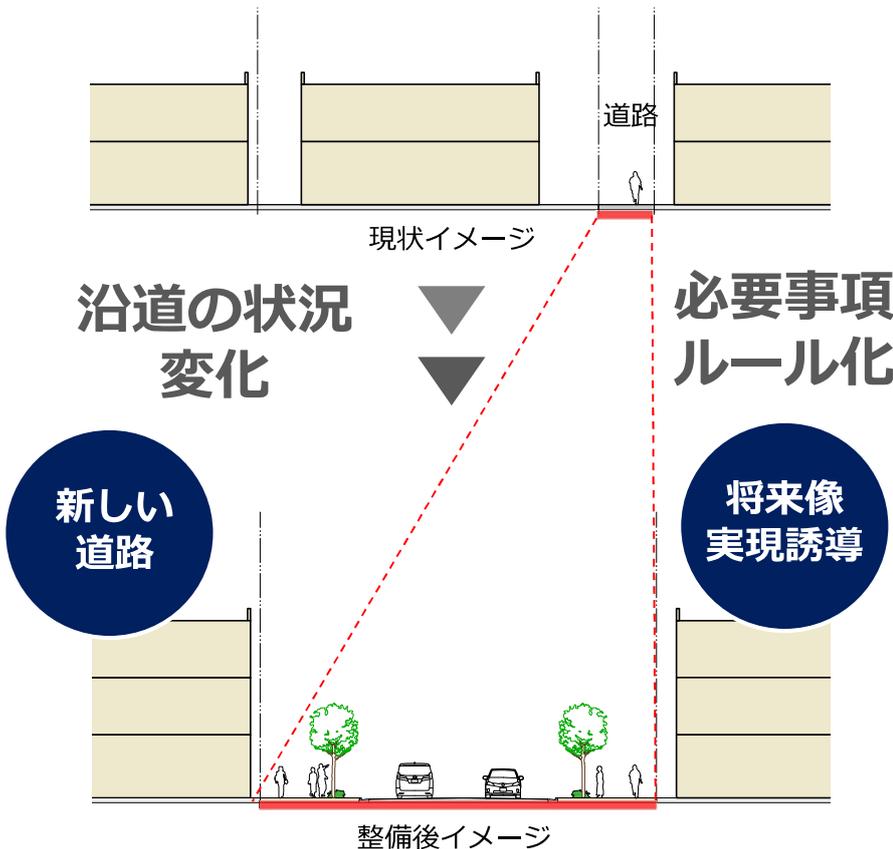


名 称	都市計画道路補助128号線 (松原3丁目)
延 長	約170m
計 画 幅 員	20m~23m
事 業 者	世田谷区 (R6年3月事業化)

**事業中区間
(区施行)**

地区計画(補助128号線沿道)

補助128号線沿道地区での街づくりの必要性とは？

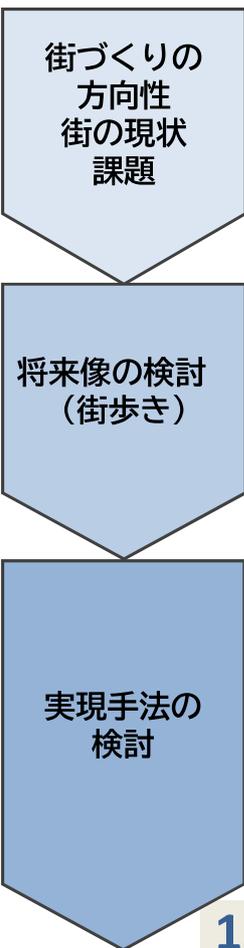


将来像を
考える



街づくり懇談会による検討

<p>第1回</p>	<p>令和5年6月</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・街の課題 ・「しもたかブック」街の将来像 ・地区計画で取組むべき項目
<p>第2回</p>	<p>令和5年10月</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的な歩行者空間やにぎわい空間 ・下高井戸らしい街並みや建物の高さ ・都市計画道路の沿道の街並み
<p>第3回</p>	<p>令和5年12月</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・街並み誘導型地区計画で定めるルール ・歩行者空間、にぎわい空間の幅や活用方法 ・建物の最高高さ、上部の後退 ・街の将来像の案



第4回街づくり懇談会 (本日)

第3回街づくり懇談会開催概要

振り返り
(第3回懇談会)



開催概要

【日時】 令和5年12月15日 (金) 18:30～20:15

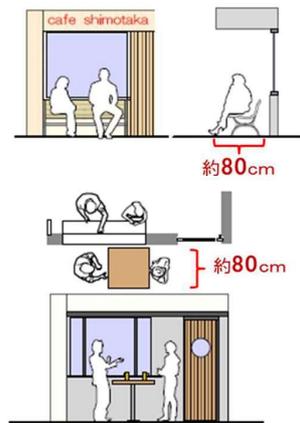
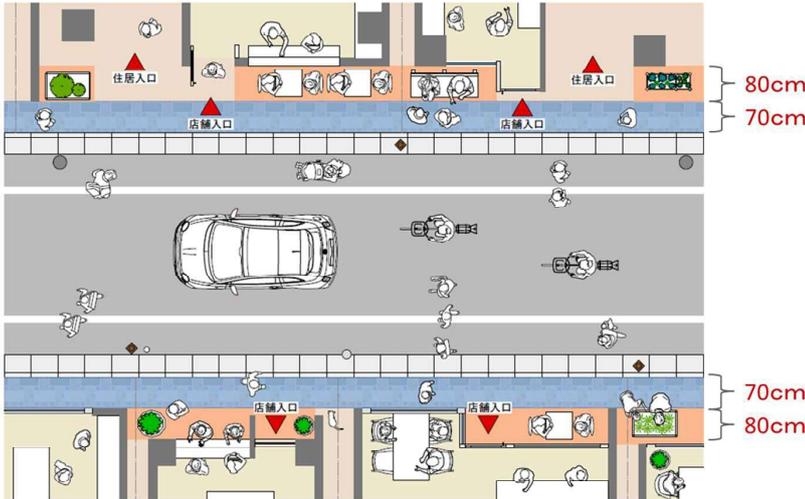
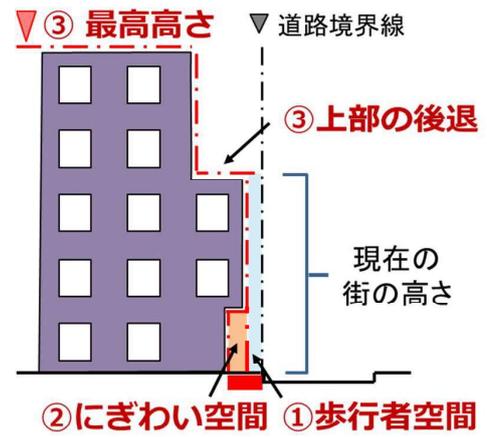
【会場】 松沢小学校体育館 【参加者】 32人

【内容】 地区計画の内容を説明し、5つのグループに別れて意見交換を行い、質疑応答をしました。

意見交換のテーマ（商店街沿道）

●意見交換のテーマ

- ① 歩行者空間の幅や指定路線
- ② にぎわい空間の幅や活用方法
- ③ 最高高さや上部の後退



② にぎわい空間活用イメージ

意見交換の主な意見（商店街沿道）

【主な意見要旨】

歩行者空間

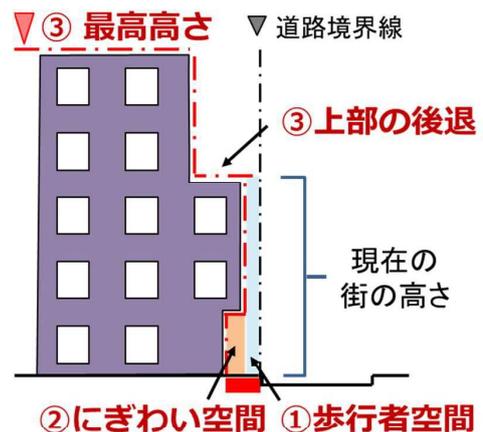
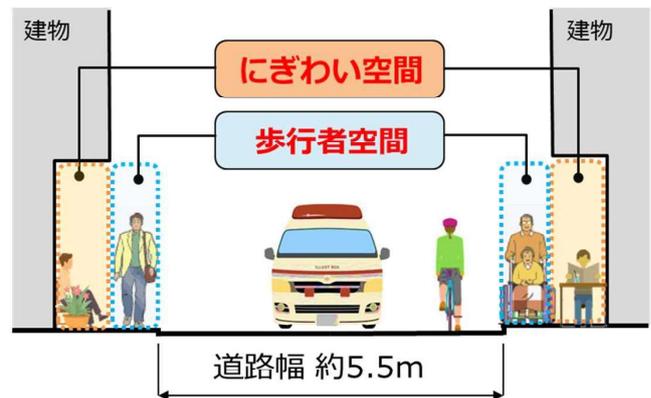
- ・安全性の観点から**必要**
- ・**70cm程度** 荷物があっても歩ける
- ・人の行き違いを考慮すると**80cm**

にぎわい空間

- ・ベンチで**ひと休みする場所**
- ・イスを出して座れる幅の**1m**
- ・条件により、高い建物が建てられないので**不要**
- ・店の前で長時間立ち話 **困る**

最高高さや上部の後退

- ・**5階程度**が妥当
- ・**7階建て**
- ・にぎわい空間がある **7階、ない 5階**
- ・空が見えなくなり、音が反響



意見交換のテーマと主な意見(補助128号線沿道)

沿道地区の将来像(案)

- ① 周辺の住宅地との調和を図りながら、商店街とのつながりやにぎわいのある良好な市街地が形成されている
- ② 建物の不燃化、耐震化が進み、災害に強い街並みが形成されている
- ③ みどり豊かなうるおいのある街並みが形成されている
- ④ 安心して歩くことのできる、安全性と快適性に配慮した道路が整備されている

【主な意見要旨】

- ・駅前通りと補助128号線の**結び目**周辺の1階に店舗、街に出たくなる施設
- ・住宅がマンション等に**建て替わる**ことで**緑が減少**、課題
- ・**東側にも小規模な店舗**やちょっとした**溜まり場**
- ・住宅地、かつては**貸本屋、パン屋をはじめ、和菓子屋、床屋、事業所**などが連なる**商店街**
- ・車両と歩行者の動線を分け、**歩行者の安全に配慮**



19

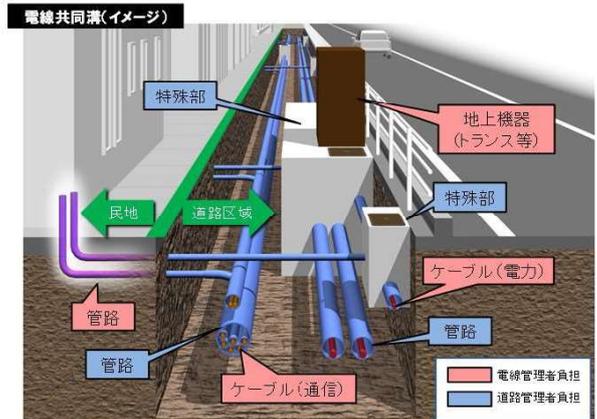
無電柱化について

Q 地区計画より無電柱化が先ではないか

A 歩道のない狭い道路での無電柱化は難しい

狭い道路
の課題

- ➔ 地上機器の設置場所
- ➔ 電線埋設位置の確保



国土交通省HPより

【東京都無電柱化計画】

- ・緊急輸送道路、歩道幅員2.5m以上の都道を整備対象として無電柱化

【世田谷区無電柱化推進計画】

- ・緊急輸送道路および特定道路を重点的に整備費用対効果の観点から、必要性の高い路線から優先的に進める

※特定道路:多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路(国土交通大臣が指定)

補助128号線は無電柱化されます



地上機器



ユリの木通り(経堂駅前)

20

第3回街づくり懇談会の振り返り

P 1

1. 第3回街づくり懇談会の開催概要

P 4

2. 意見交換

P17

3. アンケートの概要

P21

4. 区からの回答

下高井戸駅周辺地区	
第3回 街づくり懇談会の振り返り	
【要旨】	
1. 第3回街づくり懇談会の開催概要	1
2. 意見交換	4
3. アンケートの概要	17
4. 区からの回答	21
令和6年2月29日 世田谷区・杉並区	

21

開会あいさつ

1) 街づくり懇談会の振り返り

2) 街づくりの実現化手法

3) 意見交換

4) 街づくりアドバイザーより

閉会あいさつ

22

地区ごとの考え方



23

街並み誘導型地区計画 定めるルール

★必ず定めるルール

- | | | |
|---|-------|---------|
| 1 | 壁面位置 | 位置の制限 |
| 2 | 工作物設置 | 設置の制限 |
| 3 | 最高高さ | 高さの最高限度 |
| 4 | 容積率 | 最高限度 |
| 5 | 敷地面積 | 最低限度 |

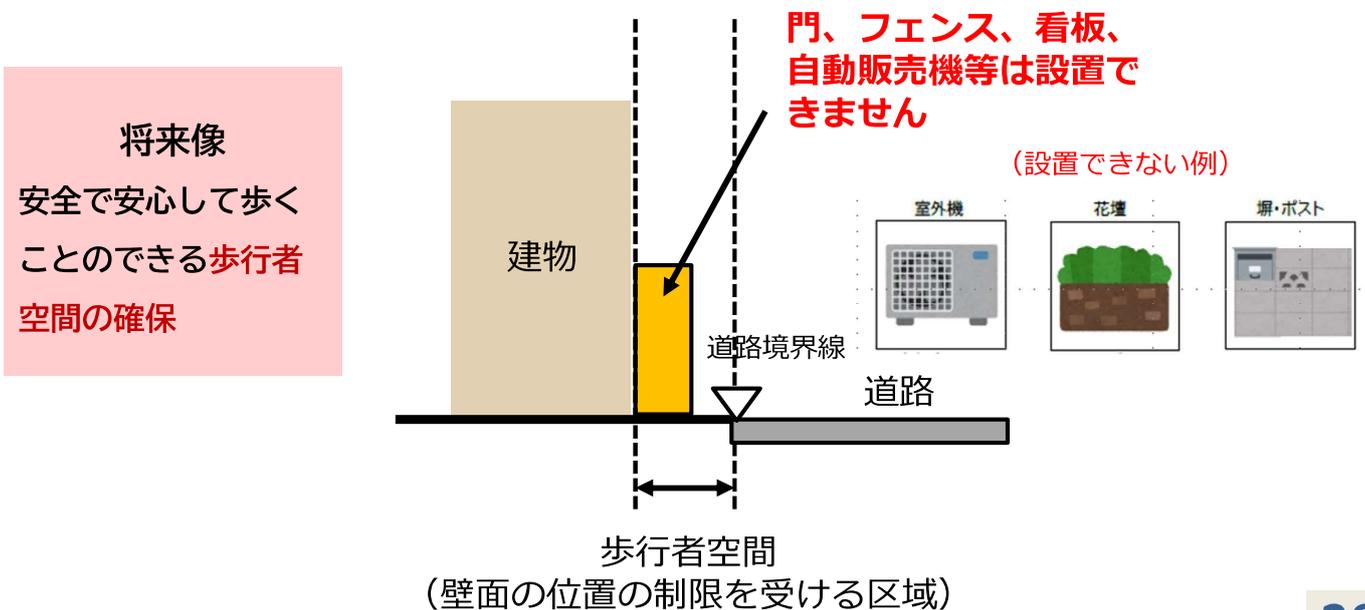
24

1 壁面位置の制限（指定路線及び後退幅）

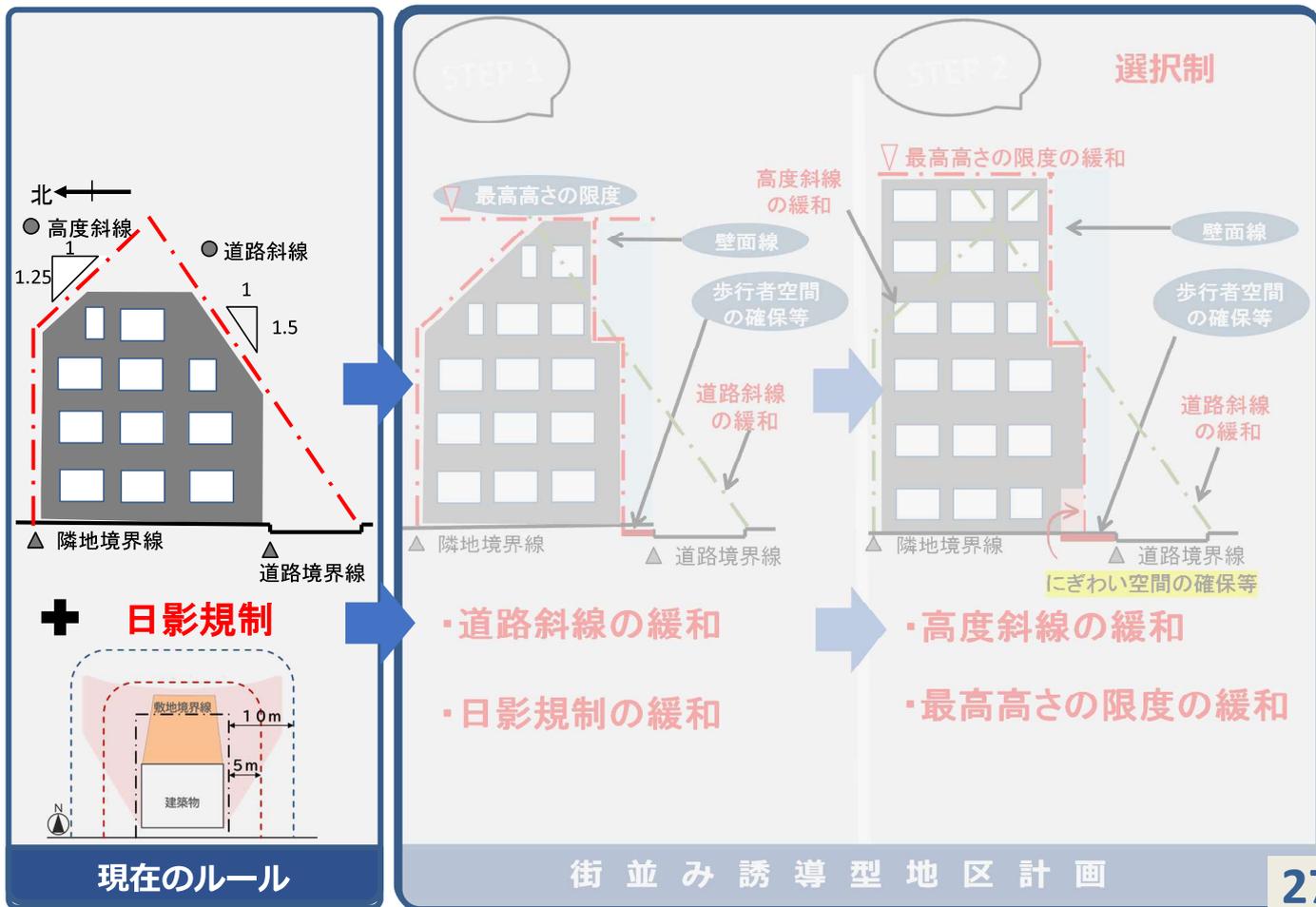


2 工作物設置の制限

壁面の位置の制限として定められた区域には、門、フェンス、看板、自動販売機等の通行の妨げとなる工作物を設置できません。

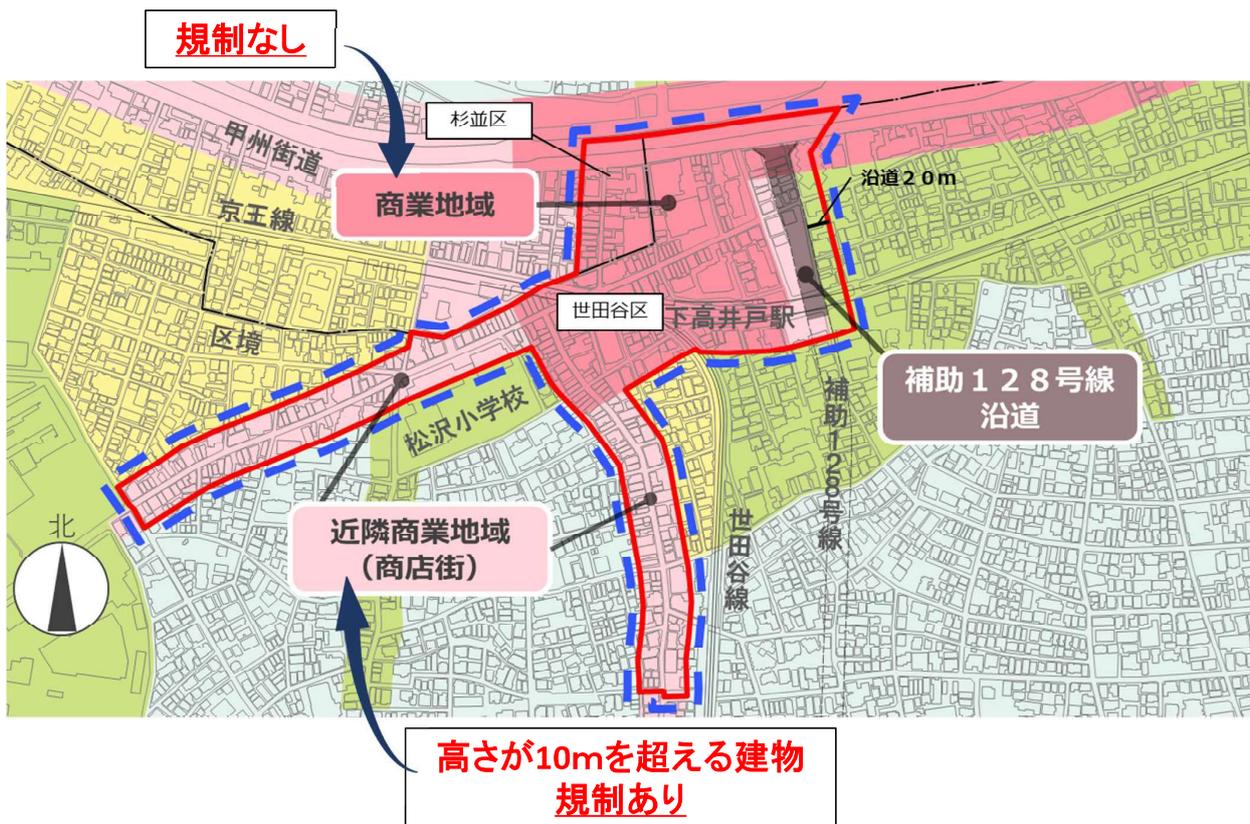


3 最高高さの限度 ルールと緩和

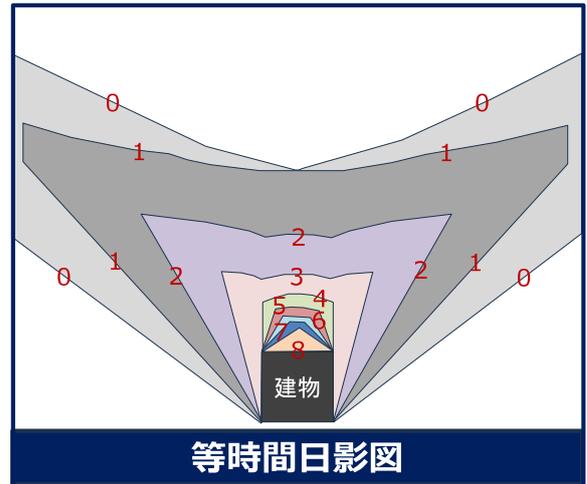
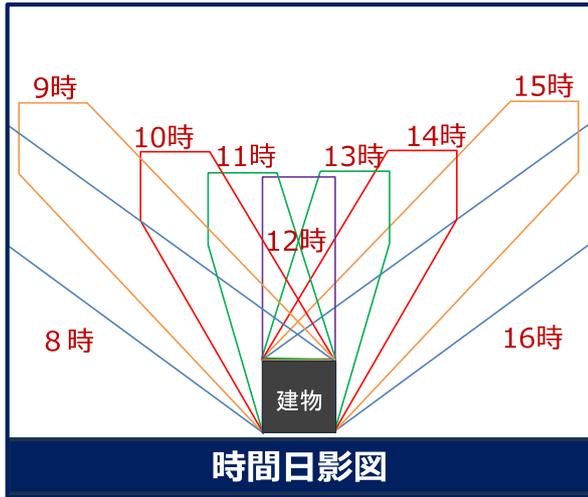
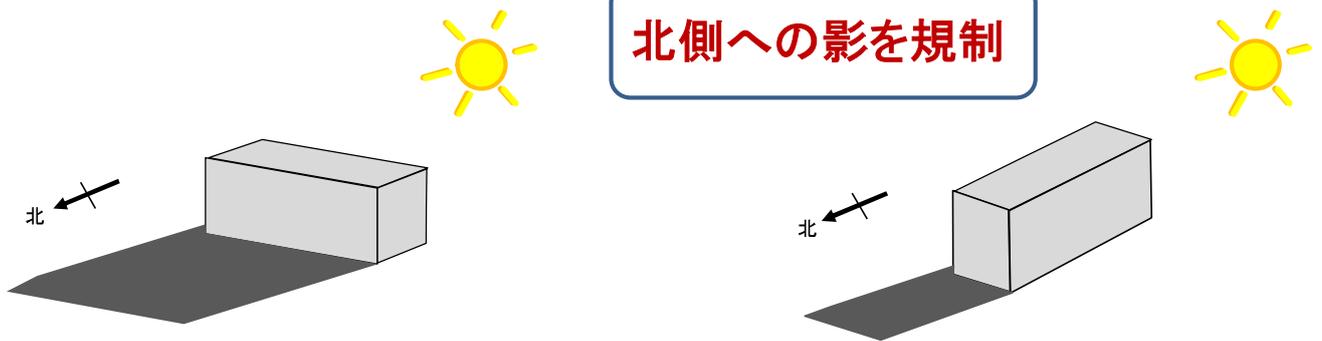


3 最高高さの限度 現在のルール(日影規制)

日影規制とは… 冬至の日を基準にして、一定時間以上の日影が生じないように、建物の高さを制限するもの



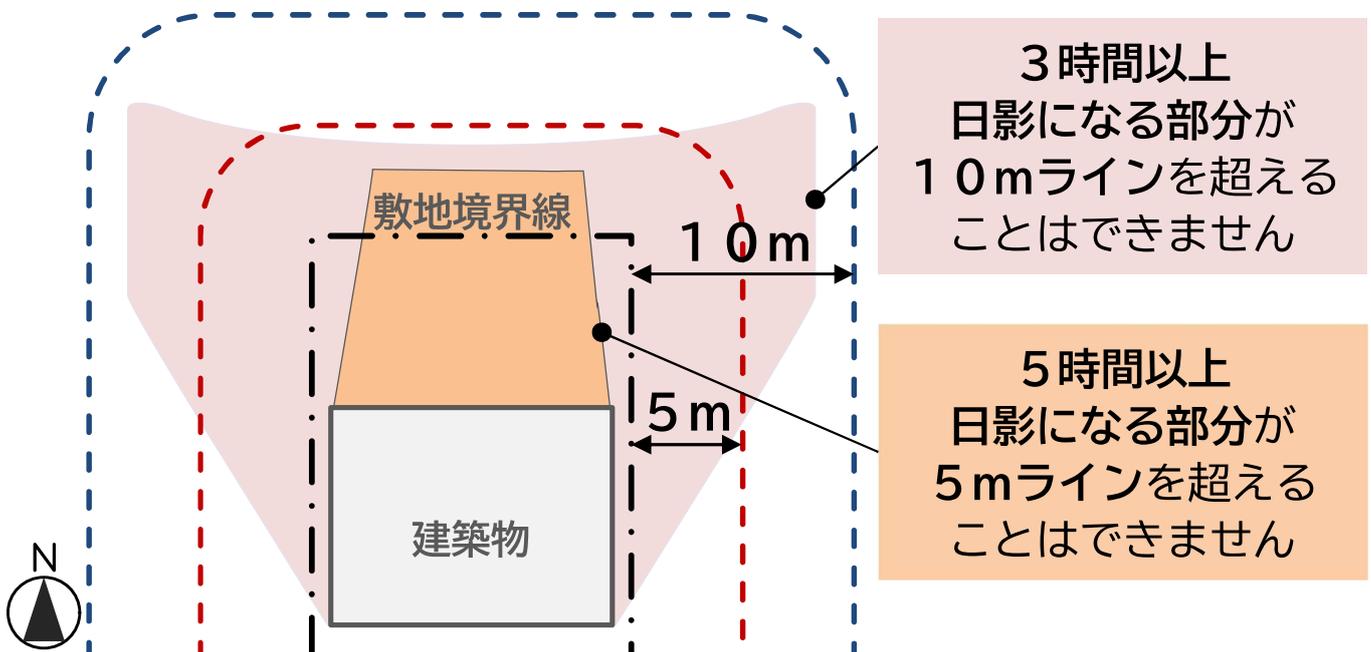
3 最高高さの限度 現在のルール(日影規制)



29

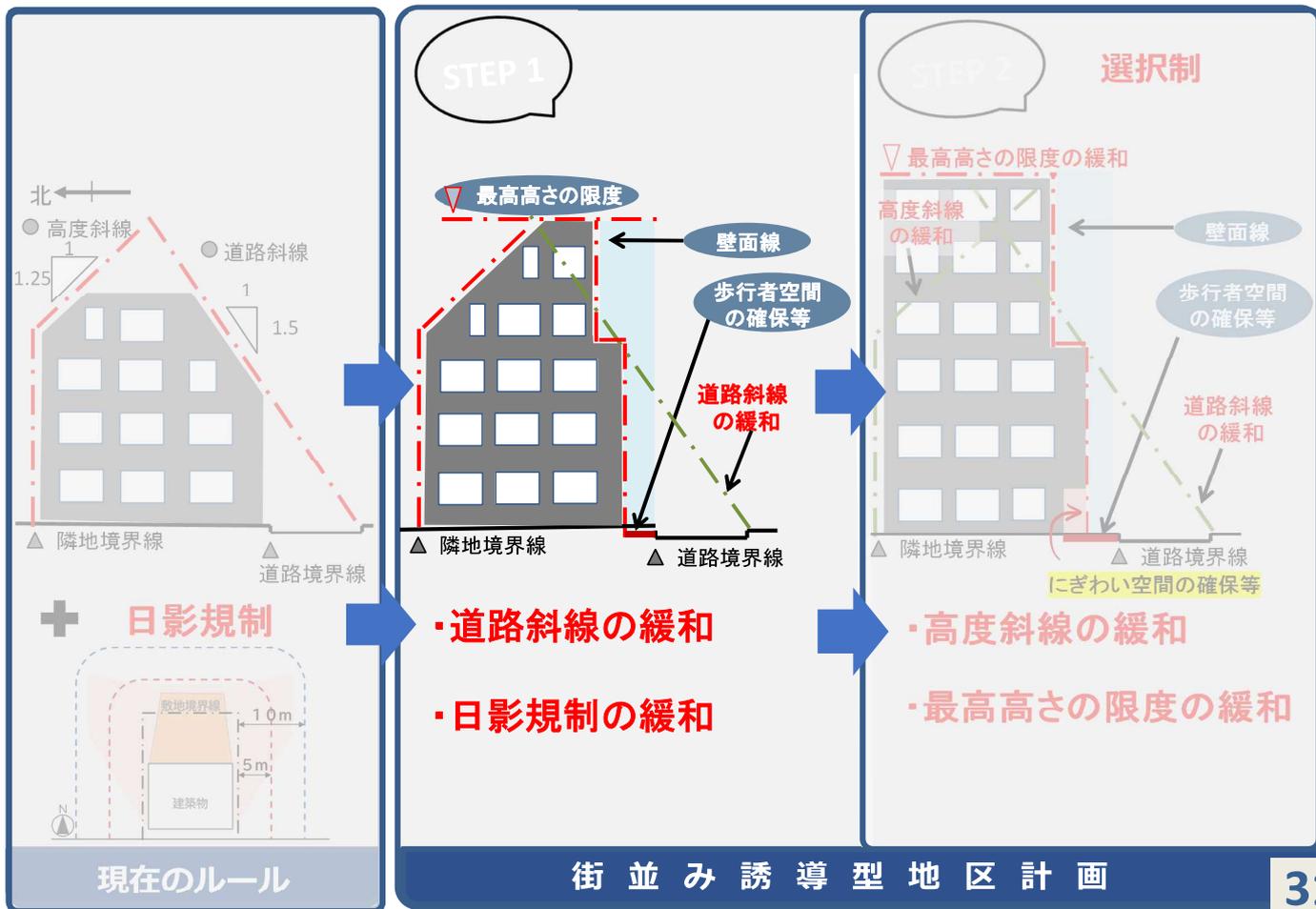
3 最高高さの限度 現在のルール(日影規制)

日影規制の概要 (近隣商業地域の場合)

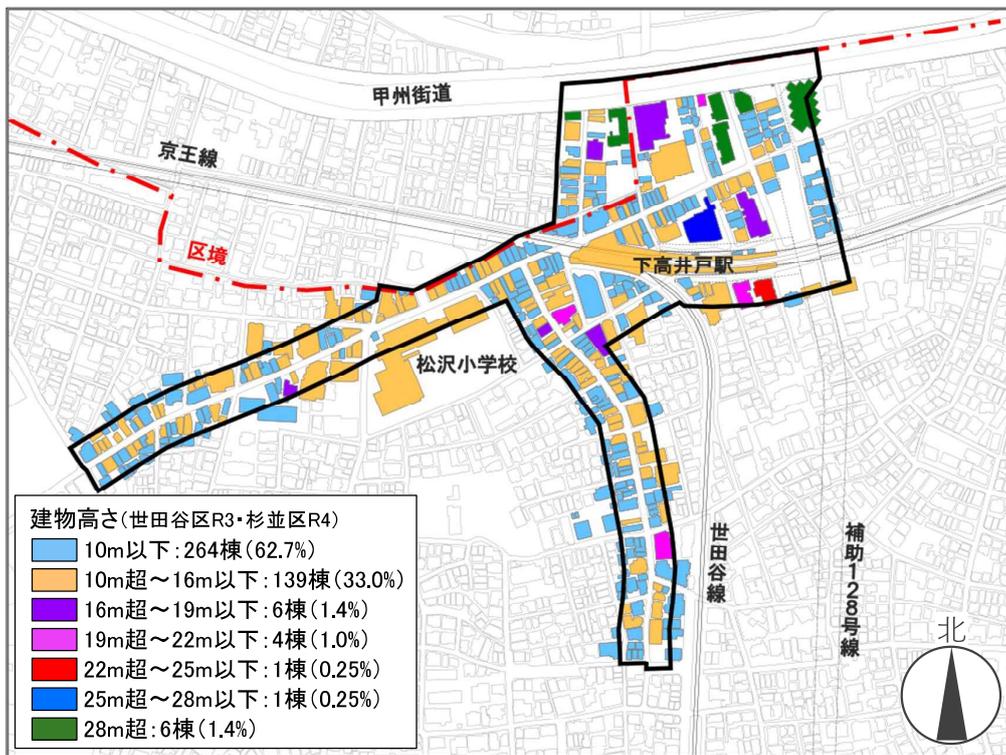


30

3 最高高さの限度 ルールと緩和



3 最高高さの限度 現況の建物高さ

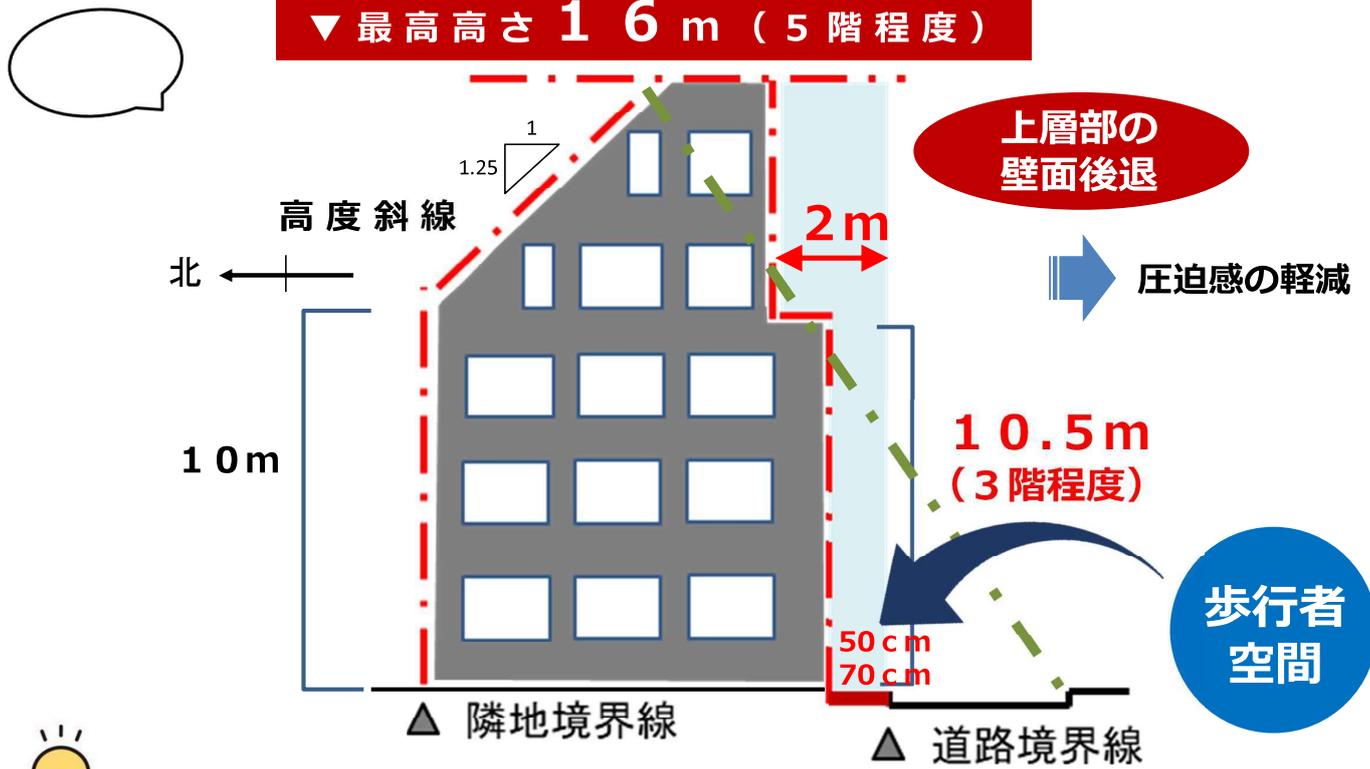


建物高さ 10 m以下 (3階程度) 約 63%

建物高さ 16 m以下 (5階程度) 約 95%

3 最高高さの限度 (商業地区、近隣商業地区)

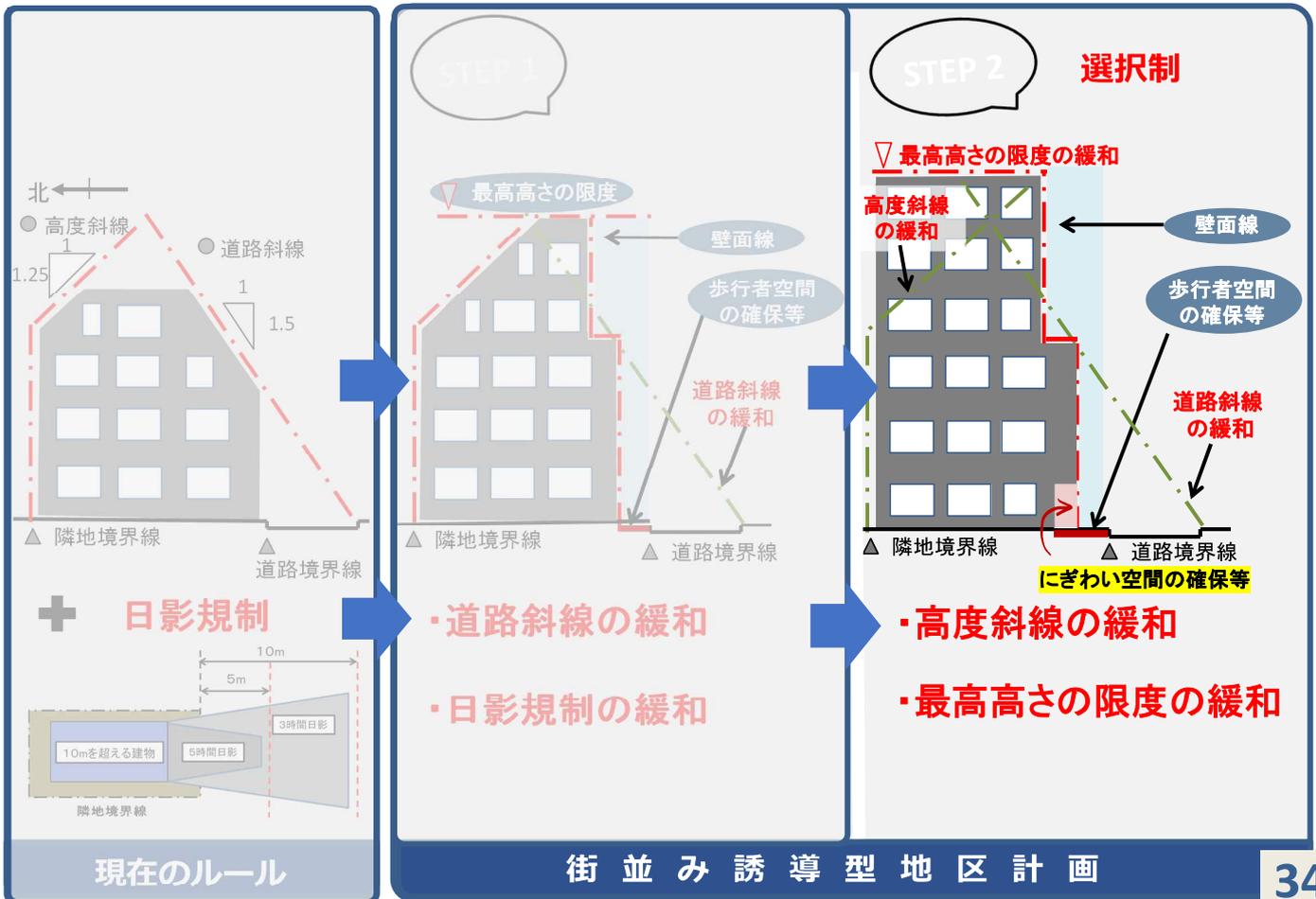
▽ 最高高さ 16 m (5階程度)



- ・道路斜線の緩和 (認定)
- ・日影規制の緩和 (街並み誘導型地区計画区域内のみ)

33

3 最高高さの限度 ルールと緩和



34

3 最高高さの限度 にぎわい空間の指定路線



- ・商店街に面する敷地が対象
- ・設置は選択制

3 最高高さの制限 にぎわい空間のイメージ



歩行者空間
(物を置いてはいけない)

にぎわい空間

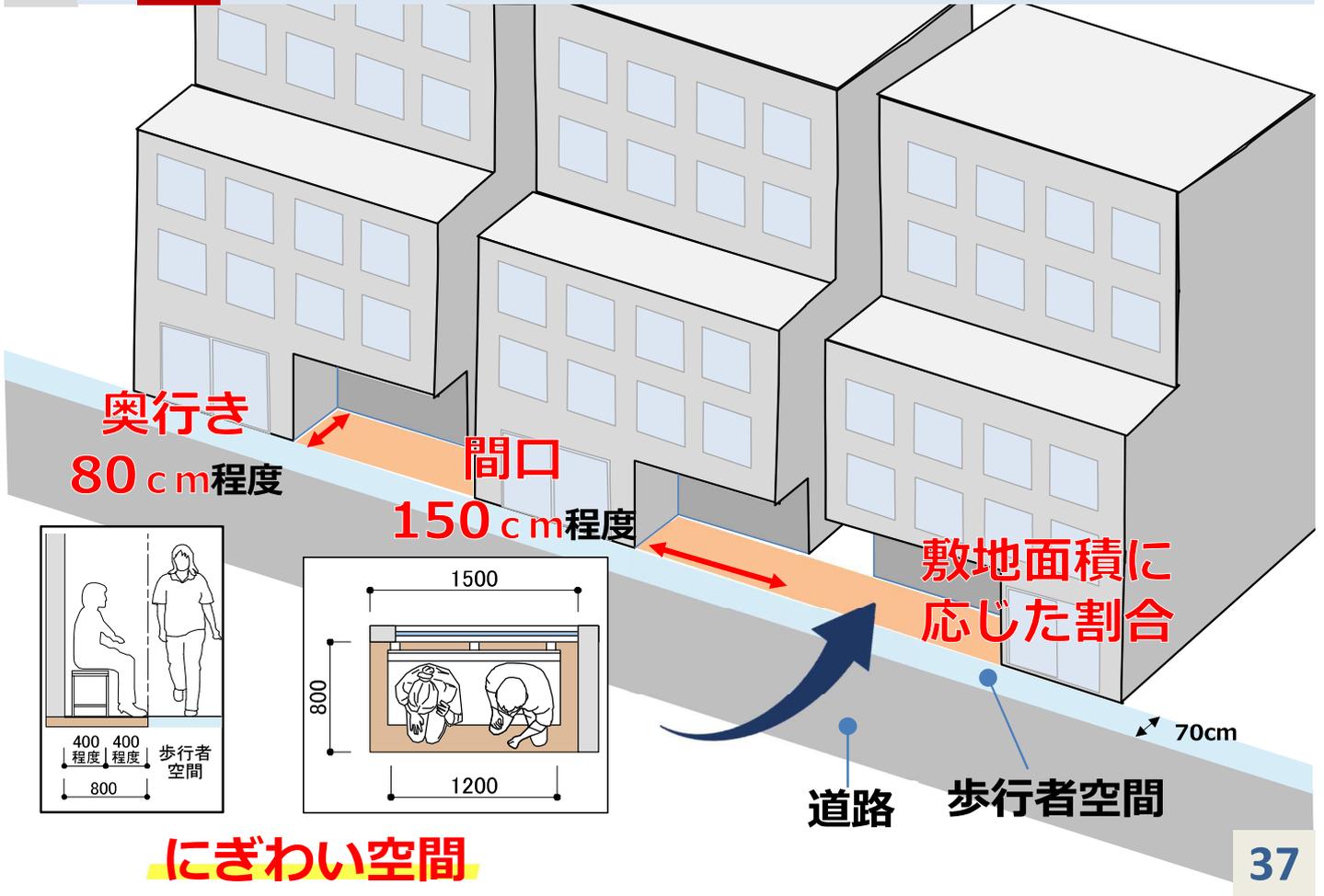
※ベンチ、テーブル、緑などの可動が可能なもの

将来像

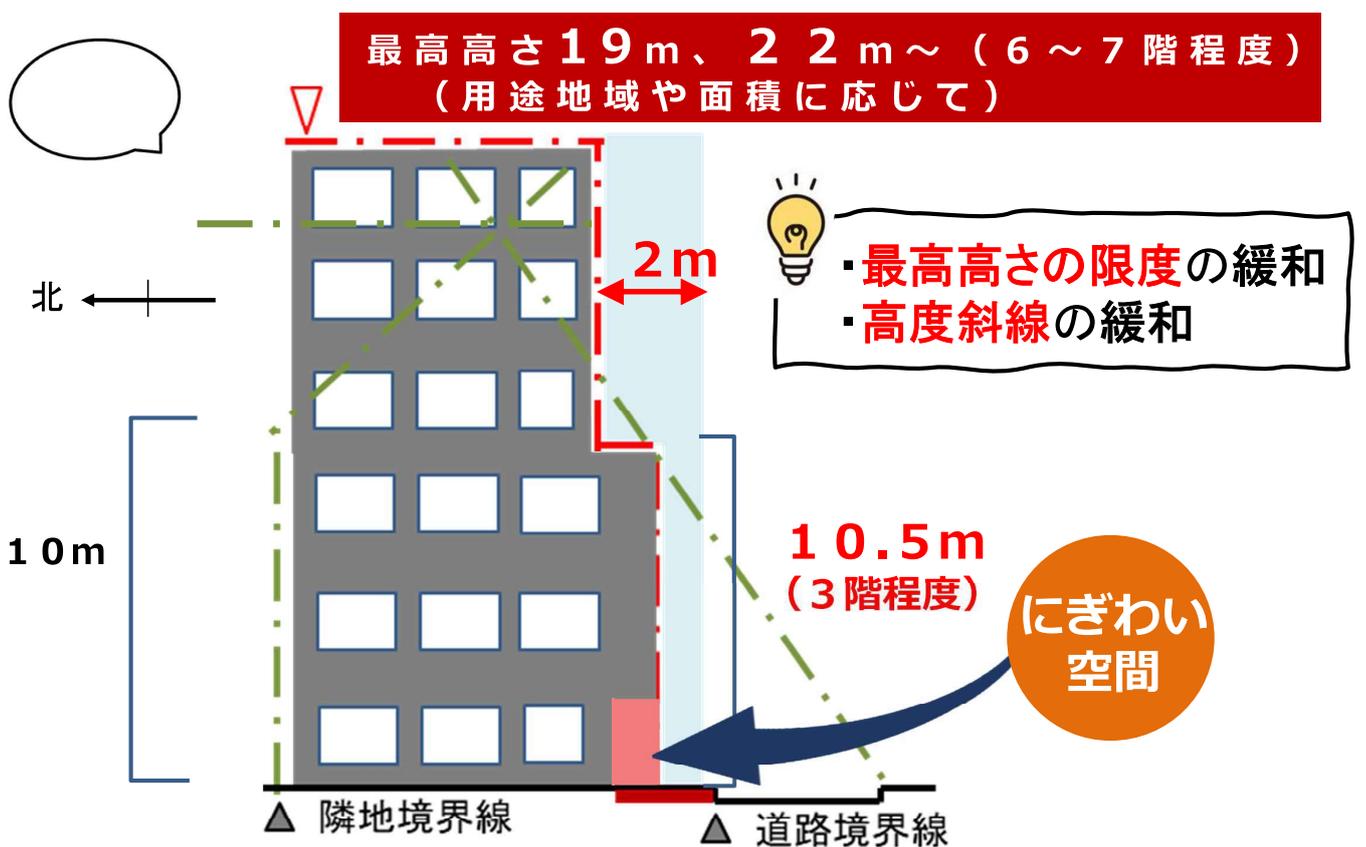
人と人とのつながりや個性を活かし、商店街のにぎわいと憩いのある街並みの形成



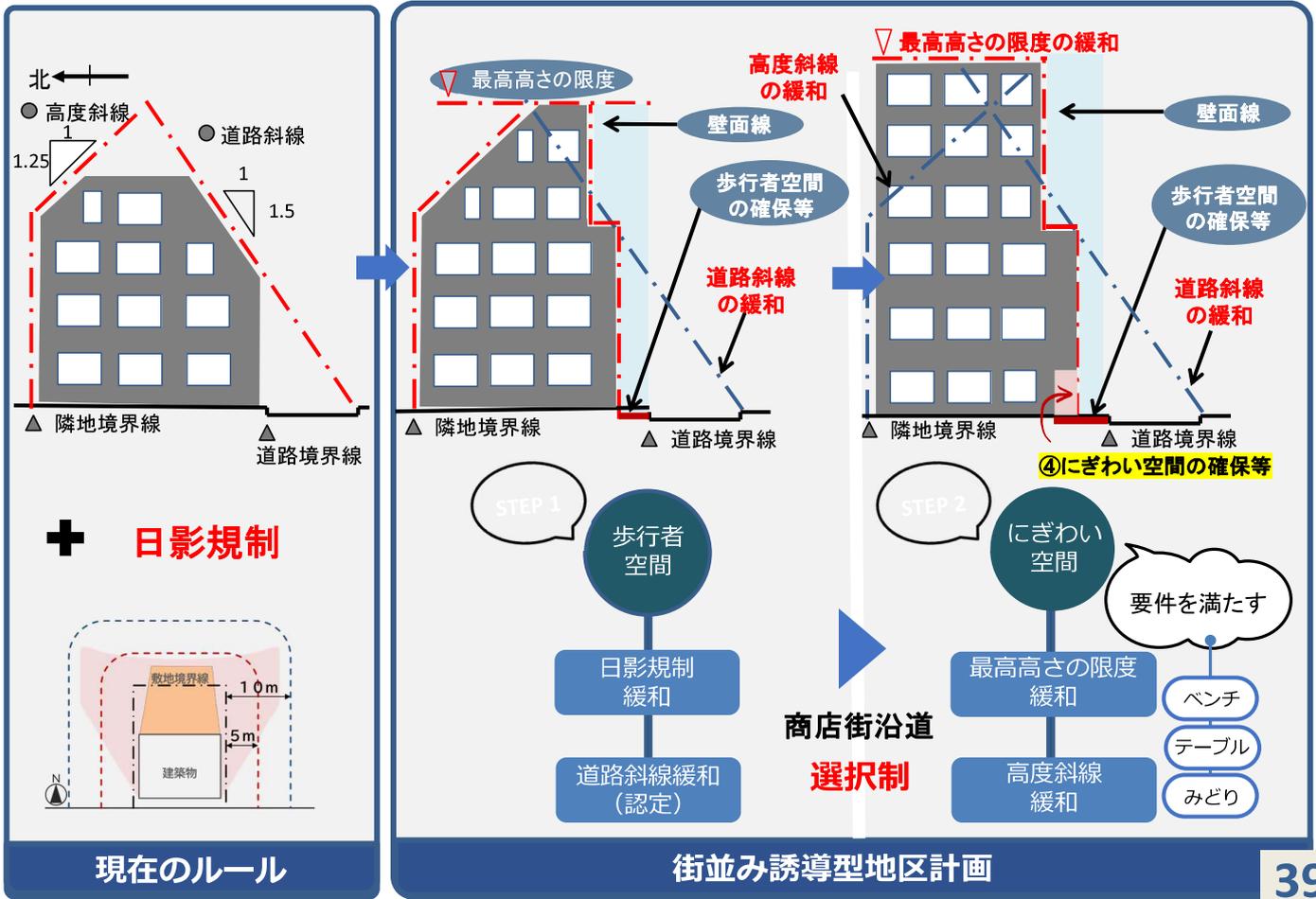
3 最高高さの限度 にぎわい空間のイメージ



3 最高高さの限度(商業地域のにぎわい空間)

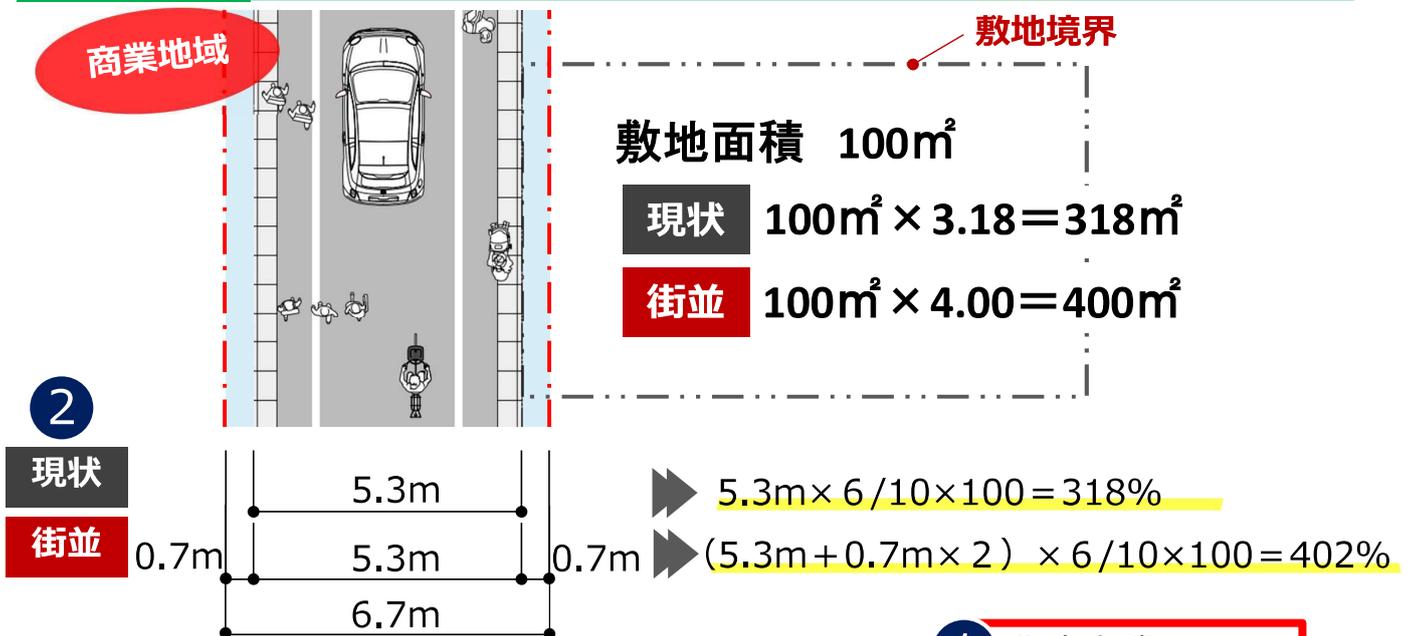


3 最高高さの制限 ルールと緩和



39

4 容積率の最高限度



1 指定容積 400%

40

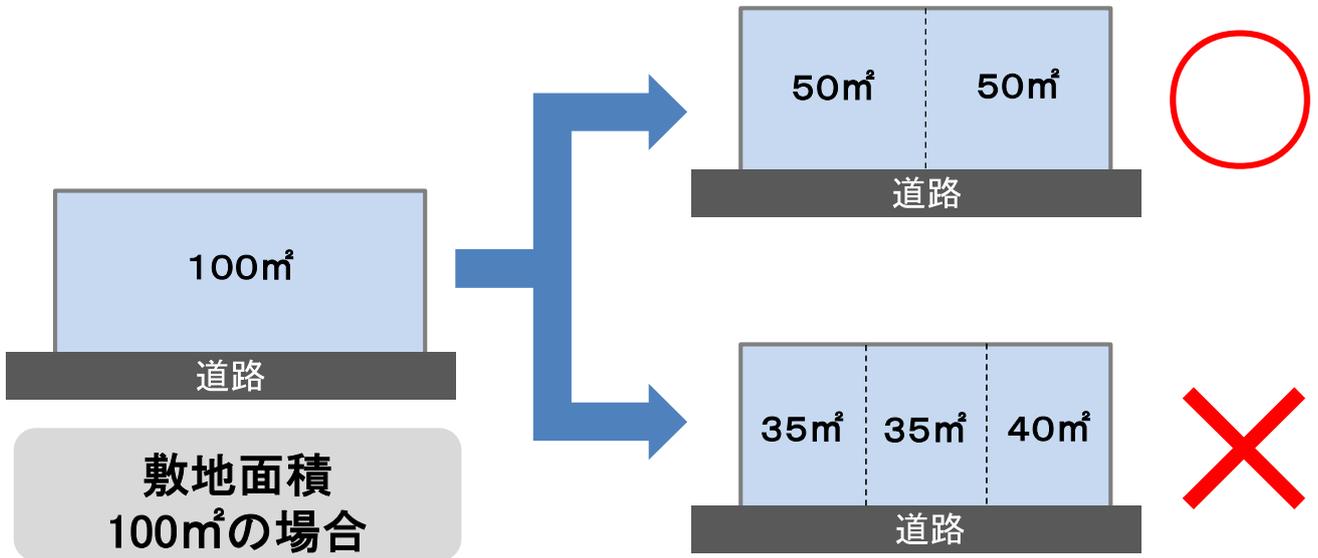
5 敷地面積の最低限度(商業地域、近隣商業地域)

防災性を強化し、安全で災害に強い街に

設定

50㎡

将来像
防災性を強化し、
安全で災害に強い
まち



41

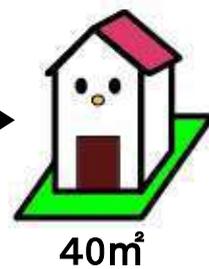
5 敷地面積の最低限度(商業地域、近隣商業地域)

防災性の悪化を防止し、安全で災害に強い街に

設定

50㎡

- すでに50㎡より小さい場合
⇒建築可能

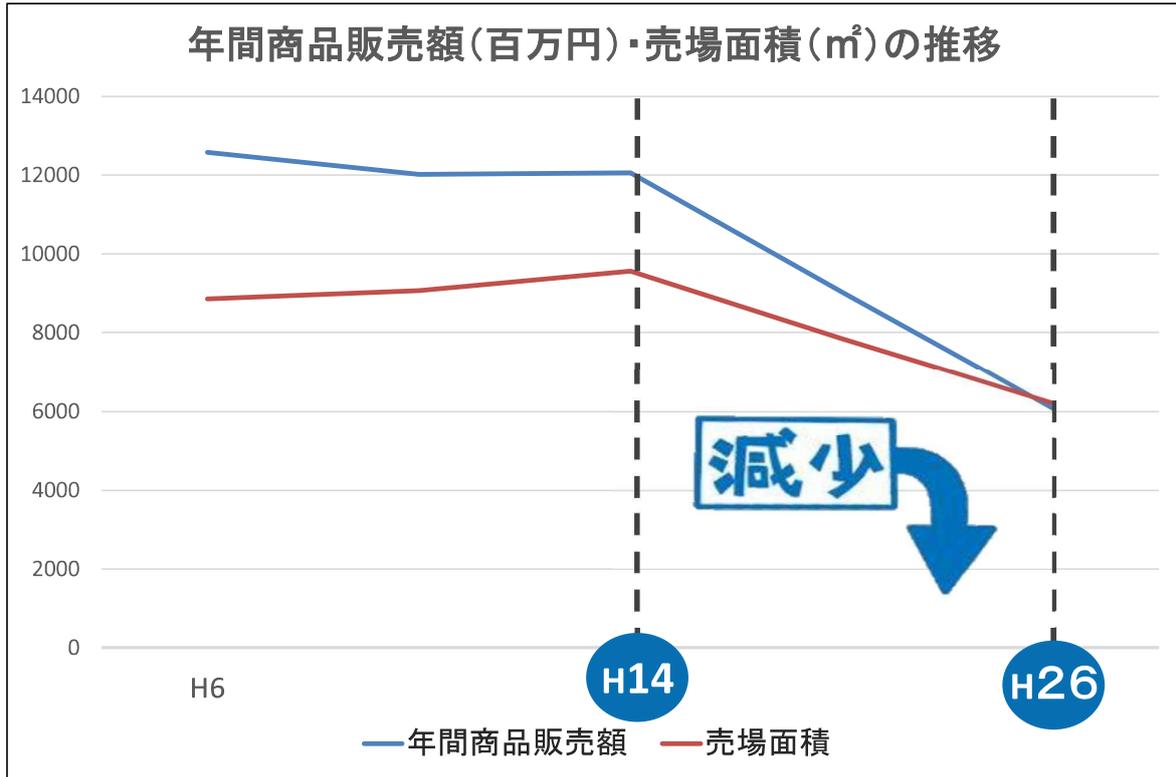


- 道路事業への用地提供により
50㎡より小さくなる場合
⇒建築可能



42

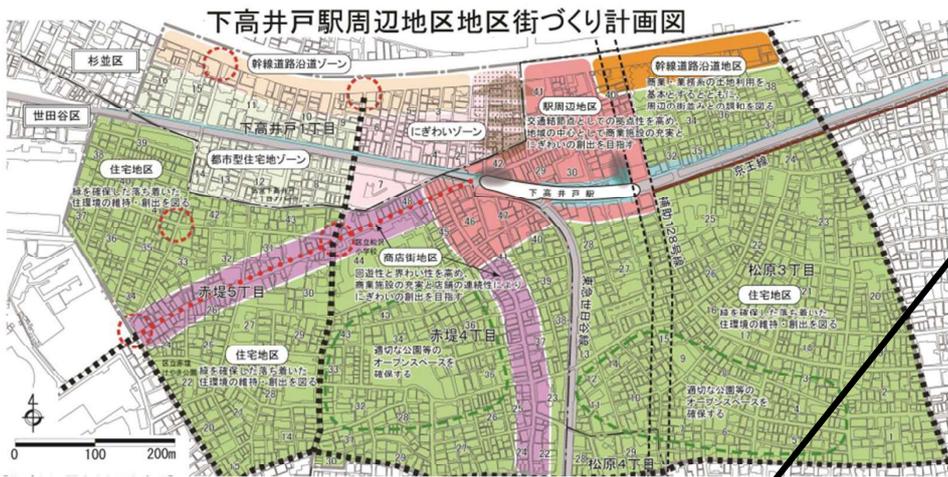
その他 建築物の用途の制限(推移)



43

その他 建築物の用途の制限 (現在のルール)

地区街づくり計画 (世田谷区)



1階は店舗又は事務所とする。



風俗営業を規制



	【駅周辺地区】	【商店街地区】	【幹線道路沿道地区】
建築物の用途の制限	道路に面する建築物の一階部分は、店舗又は事務所とする。ただし、公共施設若しくは病院等又は、住宅に附属する自動車庫(共同住宅等を除く)、出入口(階段部分を含む)若しくは荷捌きスペースについてはこの限りではない。①	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第二条第1項各号(4号、5号は除く)に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに同条第6項各号及び同条第9項に掲げる性風俗関連特殊営業の用に供するものについては、建築してはならない。	—
建築物の構造の制限	—	日大通り沿道における建築物は耐火建築物、準耐火建築物とするように努める。②	—

44

その他 建築物の用途の制限 (現在のルール)

まちづくり方針 (杉並区)



にぎわいゾーン

建築物の用途

- 商店街の道路に面する建築物の一階部分は、店舗又は事務所とするよう努める
- 「[風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律] 第二条第1項各号(4号、5号を除く)に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに同条第6項各号及び同条第9項に掲げる性風俗関連特殊営業用に供するもの」については建築しない

建築物の形態・意匠

- 看板や広告物は、点滅する装置を使用せず、落ち着いたデザインを基調とし、周辺の建物と調和した色彩やデザインを工夫する
- こみ置き場等の設備は、周辺の景観に配慮する

歩行空間の確保

- はみ出し看板や路上への商品陳列を行わないなど、歩行空間の確保に努める
- 商店街の荷さばき場などの整備を検討する
- 鉄道事業者と連携して、商店街来場者も利用できる自転車駐車場の整備を検討する
- 生活道路の整備に取り組み、回遊性・界隣性と快適性を兼ね備えた歩行者ネットワークの形成を図る

緑化 (オープンスペース等の緑化)

- 建物の共同化等により生じる、オープンスペースの緑化や屋上緑化等を進める

- ・1階は店舗又は事務所とする。
- ・風俗営業を規制

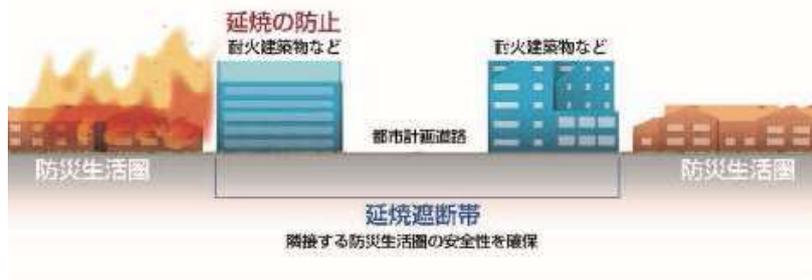
将来像と実現化手法



■ 計画上の位置づけ(補助128号線沿道)

世田谷区都市整備方針

- 都市計画道路事業による土地利用の変化に対応するため、**周辺の住宅地との調和を図りながら**、沿道の土地利用などを適切に誘導します。
- 特に特定整備路線や**延焼遮断帯**を構成する都市計画道路周辺の市街地については、事業の進捗に応じて、沿道市街地の**不燃化、耐震化**を進めます。



47

■ 沿道の将来像(案)と実現化手法の例

視点

計画上の
位置づけ

地区の
現況

地域の方々
からのご意見

将来像(案)

① 商店街とのつながりやにぎわいのある
良好な市街地が形成されている

② 建物の不燃化、耐震化が進み、災害に強い
街並みが形成されている

③ みどり豊かなうるおいのある
街並みが形成されている

④ 安心して歩くことのできる、安全性と快適
性に配慮した道路が整備されている

実現化手法の例

地区計画策定
地区街づくり計画の変更

用途地域等の変更

補助128号線の整備

懇談会検討事項

48

実現化手法の例(地区街づくり計画)

地区街づくり計画 (世田谷区) 補助128号線沿道西側



■建築物及び工作物に関する事項

	【駅周辺地区】	【商店街地区】	【幹線道路沿道地区】
建築物の用途の制限	道路に面する建築物の一階部分は、店舗又は事務所とする。ただし、公共施設若しくは病院等又は、住宅に附属する自動車庫(共同住宅等を除く)、出入口(階段部分を含む)若しくは荷捌きスペースについてはこの限りではない。 ①		-
建築物の構造の制限	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第二条第1項各号(4号、5号は除く)に掲げる風俗営業の用に供するもの並びに同条第6項各号及び同条第9項に掲げる風俗関連特種営業の用に供するものについては、建築してはならない。		-
建築物等の形態又は意匠等の制限	日大通り沿道における建築物は耐火建築物、準耐火建築物とするように努める。 ②		-
	建築物の屋根又は外壁の色彩は、商店街の景観形成に配慮して周囲になじまない原色の使用を避けるとともに、形態、意匠は周辺の街並みと調和したものとする。 屋外広告物等の色彩、形態、意匠は、周辺の街並みに配慮したものとし、点滅する光源等刺激的な装飾により周辺の美観を損なってはならない。また腐朽、腐食、破損又は反射しやすい材料を使用してはならない。		

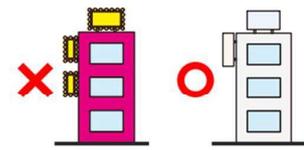
1階部分は店舗又は事務所とする。



風俗営業を規制



屋根や外壁の色彩の制限



49

実現化手法の例(地区街づくり計画)

地区街づくり計画 (世田谷区) 補助128号線沿道東側



	【住宅地区】
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、隣地境界線から50cm以上とする。 ③
垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生垣又はネットフェンスなど軽量なものとし、フェンス等の場合は緑化に努める。ただし、道路面からの高さが60cm以下の部分及び敷地の形状又は構造上止むを得ないものはこの限りではない。 ④
建築物等の形態又は意匠等の制限	建築物の屋根又は外壁の色彩は、周辺環境と調和した落ち着いた色彩にするとともに、形態、意匠は周辺の街並みと調和したものとする。

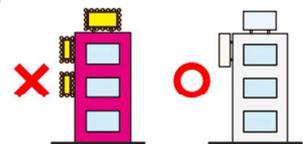
壁面は隣地境界から50cm以上



垣、さくの制限、緑化の推進



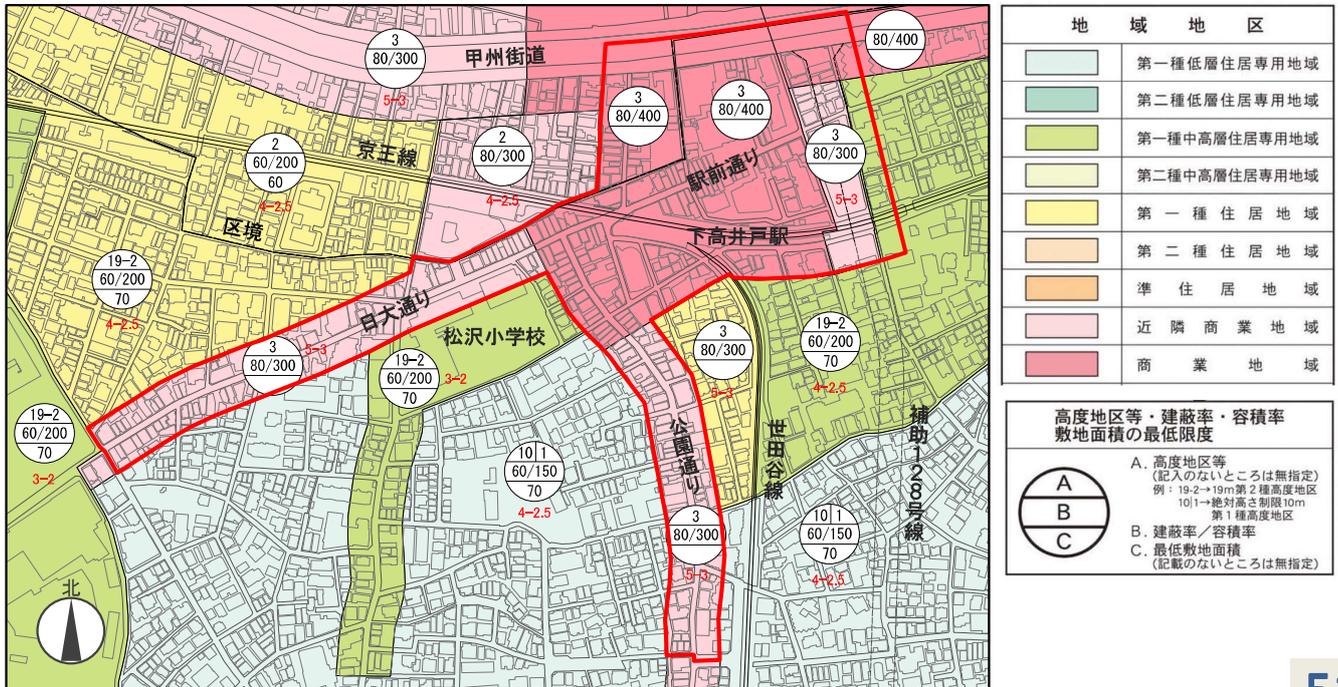
屋根や外壁の色彩の制限



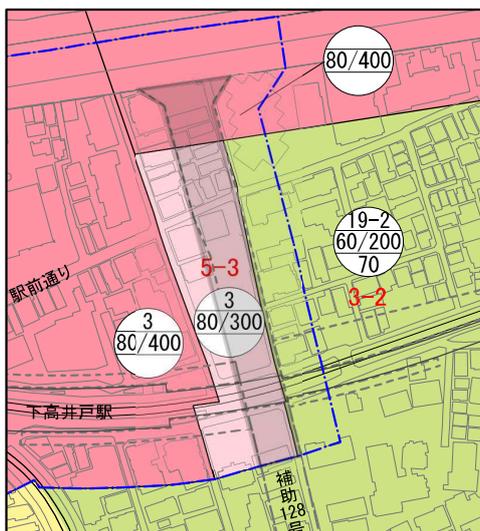
50

用途地域とは

- 都市計画法に基づく制度（都市計画法第8条第1項第1号）
- 計画的な市街地を形成するため、**地域ごとに建物の用途、建蔽率、容積率などを定める。**



都市計画(補助128号線沿道)



- 第一種中高層住居専用地域
- 近隣商業地域
- 商業地域

住宅主体

商業など



日影規制時間

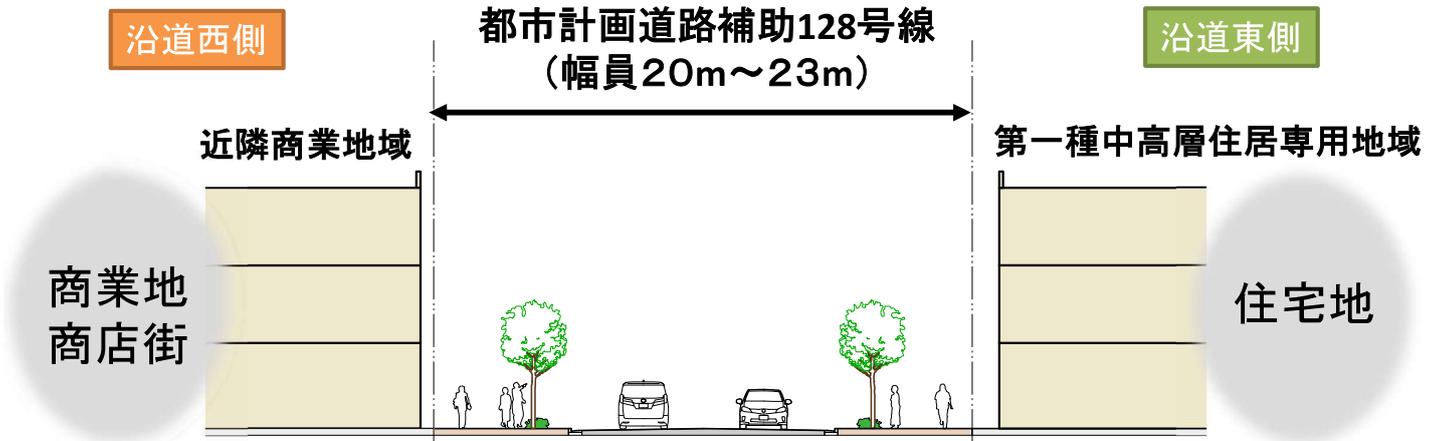
【沿道西側】

	現況
用途地域	近隣商業地域
建蔽率	80%
指定容積率	300%
高度地区	第三種高度地区
日影規制	5-3時間
防火地域	準防火地域

【沿道東側】

	現況
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建蔽率	60%
指定容積率	200%
高度地区	19m第二種高度地区
日影規制	3-2時間
防火地域	準防火地域

地区計画(補助128号線沿道)



杉並街区の状況 ① まちづくり方針(上位計画)

駅に近い街区

駅へのアクセス道路の整備

- 土地の有効利用に対応できる道路幅員を確保するため、地域での敷地を一体的に利用した共同・協調的建替え等に伴い、中州街道から駅前へのアクセス道路の整備を検討する

オープンスペースの確保

- 地域との協働により、駅前広場等の整備や建物の共同化等に伴い、災害時の拠点としても利用可能なオープンスペース等の確保に努める

壁面位置

- 道路沿いはできるだけ建築物を後退させ、道路と併せ、歩行空間の確保に努める



建築物等の整備方針

建築物の形態等

- にぎわいゾーンの駅に近い街区は中高層の建築物、その他のにぎわいゾーンでは中層の建築物を中心とし、壁面後退によりゆとりある安全なまちなみの創出を図る
- 新市型住宅ゾーンは、戸建住宅を中心とし、壁面後退により、圧迫感のないまちなみの創出を図る
- 幹線道路沿道ゾーンでは、延焼遮断帯として中高層のまちなみを基本としつつ、緑化の推進や建物の配置の工夫などにより、みどりを保全・育成し、ゆとりある沿道空間づくりを進める

建物デザイン

- にぎわいゾーンの駅に近い街区は、まちの玄関口にふさわしい魅力あるシンボリックな景観形成を図る
- 駅周辺は駅前の通りと一体となったまちなみ形成を目指すとともに、控えて美しい広告景観形成を誘導する
- 活気のある建物デザインを基本とし、集合住宅は周囲の戸建住宅を中心としたまちなみに調和し配慮する
- 集合住宅は、自転車駐車場の設置等により、安全な街路空間と良好な景観の形成を図る

拠点形成

- 住民相互の交流や憩い、防災機能に配慮した小広場などのオープンスペースの確保を進める
- 地域との協働により、生活を支える子育てや高齢者支援等の健康・福祉機能、来街者が何度でも訪れたい魅力をも有し、多様な情報を発信していく地域拠点の形成を図る

道路整備の方針

骨格軸の整備と駅への交通アクセス

- 京王線の連続立体交差事業に係る鉄道付属街路と主要生活道路の整備を進め、円滑な道路ネットワークの形成を図る
- 地域によるシンボル核施設づくりなど、住民主体のまちづくりと連携し、公共交通やコミュニティバスの駅への接続も兼ね備えたアクセス道路の整備を検討する

歩行者ネットワークの向上

- 放置自転車の抑制と駐車場や自転車駐車場の整備を進め、安全な歩行者空間の確保を図る
- 歩行環境の改善・向上に取り組むとともに、駅周辺の回遊性・界索性と快適性を兼ね備えた歩行者ネットワークの創出を図る

災害に強い道路整備

- 世田谷区と連携し、緊急車両の進入が容易となる生活道路の整備を進める
- 狭い道路の拡幅など地区内の区画道路の整備を進める

土地利用の方針

にぎわいゾーン

- まちの顔としてふさわしい健全で合理的な土地の有効利用を図る
- 駅に近い街区では土地の高度利用と、商業・業務施設の集積を図る

杉並区域凡例	全体の凡例	世田谷区域凡例
にぎわいゾーン まちの顔としてふさわしい健全で合理的な土地の有効利用を図る	下高井戸駅周辺地区の街づくりの地域	駅周辺地区 大規模駅前としての地味性を高め、駅前の中心として高層階級の形成にむかひの創出を目指す
幹線道路沿道ゾーン 商業・業務活動の活用を促し、みどりの増進を図る	主要生活道路	幹線道路沿道地区 商業・業務系の土地利用を基本とするとともに、周辺との調和を図る
都市型住宅地ゾーン 安全でゆとりある住環境の形成を図る	鉄道付属街路	住宅地区 緑を確保した落ち着いた住環境の維持・創出を図る
交差点の安全対策	付替道路等	日大通り 駅大規模・準駅大規模とするよう努める
駅へのアクセス道路整備の検討		交差点の安全対策 適切な公園等のオープンスペースを確保する駅前広場等を整備するエリア
下高井戸駅周辺地区まちづくり方針区域(杉並区)		

杉並街区の状況 ② 杉並街区まちづくり準備会



これまでの経過

- 第1回 (R5.6)** 駅周辺の現状確認と杉並街区の課題を整理
- 第2回 (R5.8)** 杉並街区のまちづくりの方向性について意見交換
- 第3回 (R5.10)** 街区全体で協力して一体的に整備したまちづくりのイメージ
- 第4回 (R5.12)** 地区計画等のまちづくりルールを活用したまちづくりのイメージ
- 視察会 (R6.2)** (事例) 再開発事業: 金町六丁目駅前
地区計画 : 自由が丘周辺

「しもたかブック」で掲げる目標の実現および街区の将来の具体的な方向性を検討中

開会あいさつ

1) 街づくり懇談会の振り返り

2) 街づくりの実現化手法

3) 意見交換

4) 街づくりアドバイザーより

閉会あいさつ

57

意見交換の進め方(商店街沿道)

●意見交換のテーマ

将来像の実現化手法について

① 壁面位置の指定路線や後退幅

② 建物の最高高さ

③ にぎわい空間の活用やあり方

④ その他

58

意見交換の進め方(補助128号線沿道)

●意見交換のテーマ

将来像の実現化手法について

① 沿道の将来像

② 沿道の建築物の用途

59

開会あいさつ

1) 街づくり懇談会の振り返り

2) 街づくりの実現化手法

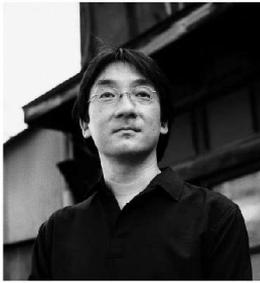
3) 意見交換

4) 街づくりアドバイザーより

閉会あいさつ

60

街づくりアドバイザー



東京都立大学 都市環境学部
都市政策科学科 教授

あいば
響庭 伸 先生

国土交通省都市計画基本問題小委員会委員
世田谷区都市計画審議会委員
中央区都市計画審議会委員
府中市都市計画審議会委員
所沢市都市計画審議会委員
三鷹市景観審議会委員
大和市街づくり推進会議委員長 など歴任

○専門分野

都市の計画とデザイン、そのための市民参加手法等について研究を行っている。

○専門家実績

世田谷区明大前駅周辺地区、中央区晴海地区、日野市、岩手県大船渡市、山形県鶴岡市など

61

今後のスケジュール

令和5年度の街づくり懇談会

第1回 (令和5年6月27日)
街づくりの方向性
(街の現状と課題)



第2回 (令和5年10月7日)
街の将来像の検討
(街歩き等)



第3回 (令和5年12月15日)
街づくりの
実現化手法の検討

令和6年度の街づくり懇談会の進め方イメージ

第4回
(令和6年6月29日)



街づくりの
実現化手法の検討



第5回
(令和6年10月予定)

街づくりの
実現化手法やルール
のたたき台等の検討



第6回
(令和6年12月予定)

街づくりの
ルールのたたき台等
の検討

次回

62

閉会あいさつ

世田谷区

北沢総合支所 街づくり課



課長

いちつぼ

一坪 博